



高齢者インフルエンザ 予防接種のお知らせ



茨木市では、インフルエンザの感染予防や、かかった場合の症状の軽減を図るため、予防接種を行っています。

接種を希望される人は、かかりつけの医師に相談の上、接種を受けてください。なお、この予防接種は義務ではありません。

対 象 者

接種時において①または②の条件を満たす人

- ① 満65歳以上の市民
- ② 満60歳以上65歳未満の市民で、心臓、じん臓または呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する人及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する人（ただし、これらに該当する身体障害者手帳（1級）が必要です。）

接 種 期 間

令和6年10月1日～令和6年12月31日

接 種 回 数

1 回

接 種 費 用

1,500円 ただし、下記（1）・（2）に該当する方は無料

- （1）生活保護の受給世帯
 - （2）中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援の給付対象者
- ※いずれも、茨木市外の接種場所にて無料で接種を希望する場合は問合せ先への申請が必要です。

接 種 場 所

茨木市の高齢者インフルエンザ予防接種委託医療機関
（市のホームページや広報いばらき10月号でご確認ください。）



問合せ先

茨木市春日三丁目13番5号

茨木市健康医療部健康づくり課（茨木市保健医療センター内）

電 話：072-625-6685（平日8:45～17:15 ※12/28～翌年1/5を除く）

FAX：072-625-6979

高齢者インフルエンザ 接種上の注意

1 接種前の注意

- できるだけ、かかりつけ医で接種しましょう。
- 接種を受ける前には、当日の体調について予診票に必要事項を記入しましょう。
- 体温は、医療機関で測定しましょう。
- 接種前には医師の診察を受けましょう。

2 次の項目のいずれかにあてはまる人は、予防接種を受けられません

- 明らかに発熱している人（通常37.5℃以上の場合）
- 重篤な急性疾患にかかっている人
- 予防接種の接種液の成分により、アナフィラキシーを起こしたことがある人
※アナフィラキシーとは、予防接種後30分以内に起こる重いアレルギー反応のことです。
- インフルエンザの定期予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた人及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある人
- その他、医師が接種について不適當と判断した人

3 予防接種を受けるに際し、医師と十分相談しなくてはならない人

- 心臓病、じん臓病、肝臓病、血液疾患及び呼吸器系疾患その他慢性の病気で治療を受けている人
- 過去に免疫不全の診断がされている人及び近親者に先天性免疫不全症の人がいる人
- 接種しようとする接種液の成分又は卵、鶏肉、その他鶏に関係のあるものに対して、アレルギーを呈するおそれのある人
- 今までにけいれんを起こしたことがある人

4 予防接種を受けた後の注意

- 接種後24時間は、副反応の出現に注意しておく必要があります。特に、接種後30分間は健康状態に変化がないか様子を見ましょう。
- 入浴は差し支えありませんが、接種した部位は強くこすらないでください。
- 接種の当日は激しい運動や飲酒は避けてください。

5 予防接種の副反応について

(1) 通常みられる反応

接種した部位が赤くなったり、はれたり、痛んだりすることがあります。また、接種後に、熱が出たり、寒気がしたり、頭痛、全身のだるさなどがみられることもありますが、これらは通常2～3日のうちに治ります。

(2) 重い副反応

接種した部位のひどいはれ、高熱、ひきつけなどの症状があった場合、医師の診察を受けてください。極めてまれに脳炎・脊髄炎・視神経炎などの重い副反応が生じる可能性があります。このような場合において、厚生労働大臣が公的（定期）接種によるものと認定したときは、予防接種法に基づく健康被害救済の給付対象となります。